

(別紙 1) 2024 年以降の NISA 制度の主な制度上の留意事項について

2026 年 5 月 8 日

次に掲げる事項は、それぞれ 2024 年以降の NISA 制度（以下「NISA」という。）の利用者に必要に応じて、適時適切に説明を行う必要がある。

1. NISA 制度の主な制度上の留意事項について

- (1) ~ (5) 省略
- (6) 削除
- (7) 省略

2. 定期的な所在地の確認に係る留意事項について 【新設】

(1) 顧客への周知について

海外転居や死亡等の要因により NISA の利用資格を喪失した者が NISA を利用し続けてしまうことを避ける観点から、以下の点について、NISA 口座開設時に説明を行ったうえで、定期的なタイミングでも説明及び周知（電話、対面、郵送、メール、インターネット上のマイページや専用アプリ等）を行う必要がある。

- ・現行法令上、転居や死亡等の事由により顧客情報（氏名・住所等）に変更が生じた際には、金融機関へ「非課税口座異動届出書」、「非課税口座開設者死亡届出書」や「出国届出書」等を提出する義務があること
- ・定期的な顧客情報の確認が行えない場合、NISA 口座での新規買付を停止する可能性があること

(2) 定期的な所在地の確認、新規取引停止措置等について¹

金融機関等は、顧客の状況等を踏まえ、所在地の変更を適時・適切に確認する必要がある。

- ①定期的に NISA 口座を有する顧客に連絡のうえ、所在地の変更がないかの確認を行う。

【確認の対象顧客】

- ・ NISA 口座を開設している顧客
 - ※18 歳未満の NISA を開設している顧客を含み、旧 NISA 口座²及びジュニア NISA 口座のみ開設している顧客を除く。
 - ※なお、NISA 資格のない者（死亡者、海外転居者）による利用の可能性が低いと

1 定期的な所在地確認については、各社で態勢整備のうえ 2028 年より開始することとする。

2 旧 NISA 口座とは、2023 年以前の法令に基づき開設された一般 NISA 及びつみたて NISA の口座を指す。

考えられる場合（例えば、NISA 口座に残高を有していない顧客、定期的に固定電話や訪問等の方法で直接折衝を行っている顧客など）は、定期的な確認の対象外とすることも考えられる。

【連絡方法の考え方】

- ・電話、対面での直接連絡、郵送、メール、インターネット上のマイページや専用アプリでの重要なお知らせの表示の方法などによって、所在地の確認実施に係る連絡を行うことが考えられる。

【所在地確認の方法について】

- ・新規口座開設時の税法上の本人確認方法や犯収法上の本人確認方法（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第6条に規定する顧客等の本人特定事項の確認方法）等により、所在地の確認を行うことが考えられる。
 - ・また、当該所在地の確認は、口座開設時のような本人であることの真正性の確認ではなく、NISA 資格のない者による NISA の利用がないかを確認することが趣旨であるため、顔写真のない本人確認書類1点による住所の確認や申告住所への転送不要郵便等による居住確認も可能であると考えられる。
- ※「非課税口座異動届出書」の提出時の本人確認等、他の手続き時に本人確認をした場合には、当該確認をもって所在地の確認を行ったとみなすことも考えられる。

【確認頻度の考え方】

- ・各社の顧客に対するサービス提供方法（対面・非対面）、顧客属性や顧客情報の確認状況（顧客管理の観点からの定期確認、マネー・ローンダリング対応等）等に応じて、確認頻度を定めることができる。
 - ・ただし、少なくとも5年程度に1回は上記【所在地確認の方法について】に掲げるような客観的な証跡を確認する方法での所在地の確認を行う必要がある。
- ※5年かけて全顧客を1巡するのか、一時点で一斉確認をして反応のない顧客への対応に年数を充てるのかなどは、各社の顧客数や業態等に応じて定めることができる。

②上記①の確認ができない顧客に対して、定期的に所在地確認に係る催促の連絡を行う。

【連絡方法の考え方】

- ・①と同様に、電話、対面での直接連絡、郵送、メール、インターネット上のマイページや専用アプリでの重要なお知らせの表示の方法などが考えられる。

【連絡内容の考え方】

- ・NISA 口座を開設している顧客の所在地確認を定期的に行う必要があるところ、現時点で確認ができていないこと及び各社が定める所定の期間までに確認ができない場合は新規買付が停止されること等を連絡することが考えられる。

- ③一定期間、①による所在地の確認ができなかった顧客に対して、NISA 口座での新規買付停止（CAによる取得等を除く。）の措置等を行う。

【新規買付の停止の考え方】

- ・各社で定める一定期間内に所在地の確認が行えなかった場合は、当該確認が行えるまでの期間、NISA 口座（成長投資枠/つみたて投資枠）での新規買付を停止する。
- ・新規買付には、累積投資契約に基づく定期定額の買付けや分配金再投資による買付けを含む。

【一定期間の考え方】

- ・①の確認時点からどれぐらいの期間が経過したら新規買付停止の措置を行うかは、各社における取引制限に関する他の規定等（顧客管理対応、マネロン対応等）を踏まえ定める必要がある。

※ただし、上記①の各社で定める定期的な所在地確認の所定の期間を過ぎても所在地の確認ができない顧客については、新規買付停止の措置を講ずる必要がある。

【新規買付停止に係る通知】

- ・所在地の確認ができず新規買付停止の措置等を行う場合は、当該措置を講ずる前にその旨を顧客に通知することが考えられる。

（３）新規買付停止の措置を講じた顧客の税務当局への報告

金融機関等は、（２）③で新規買付停止の措置等を講じた場合は、所轄税務署長への非課税口座年間取引報告書の提出時にその旨を報告する必要がある。

※なお、新規買付停止の措置を講じた後、顧客（又は相続人）に連絡が取れず、NISA 口座の廃止等の措置が取られない間は、毎年、所轄税務署長への非課税口座年間取引報告書の提出時にその旨を報告する必要がある。

【非課税口座年間取引報告書の記載方法】

- ・「摘要」の欄に「**【P】**³」と記載すること。
- ※NISA 口座に残高を有していない顧客については、各社で所在地確認のうえ新規買付停止の措置を講じている場合であっても、税務当局への報告の対象外とする。

（４）税務当局より NISA 資格の喪失（死亡・海外転居）に係る情報を受領した場合の対応

金融機関等は、（３）で税務当局に新規買付停止の措置等を講じた旨の報告を行った結果、税務当局より当該顧客の NISA 資格の喪失に係る情報を受領した場合は、法令に基づきそれぞれ以下の対応を速やかに行うとともに、税務当局への対応状況の連絡を行う必要がある。

³ 税務当局への報告及び税務当局からの情報受領の対応については、現在関係省庁間で調整中のため、確定次第改訂版を発出することとする。

る【P】。

※なお、(3)の報告顧客について、国税庁からNISA資格の喪失に係る情報提供がなかったことをもって、新規取引買付の停止措置を解除することはできず、金融機関における(2)①に定める方法により所在地確認が行えるまでは当該措置の解除はできないことに留意する。

【海外転居が判明した場合の対応】

- ・遡及適用日：出国の日（継続適用届出書を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに帰国届出書を提出しなかった場合には同日）
- ・必要な対応⁴：非課税口座内上場株式等の課税口座への払出し、非課税口座の廃止、遡及適用日から払出しまでの間の遡及課税 等

【死亡が判明した場合の対応】

- ・遡及適用日：死亡した日
- ・必要な対応：「非課税口座開設者死亡届出書」の受領、非課税口座内上場株式等の課税口座への払出し、非課税口座の廃止、遡及適用日から払出しまでの間の遡及課税 等

3・4

省略

以 上

⁴ 金融機関等における実務的な対応については「NISAに係る実務上の取扱い」参照。